

# 石川県公報

平成25年5月31日  
第12599号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等	(水道企業課) 1	○平成24年度個人情報保護条例の施行の状況の公表	(同) 4
○保安林の指定予定	(森林管理課) 1	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	5
○県道の区域の変更	(道路整備課) 2	○平成25年度石川県介護支援専門員実務研修受講試験公	
○県道の供用の開始	(同) 2	告 (長寿社会課)	7
公 告		○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	7
○平成24年度公文書の公開等の実施状況の公表	(総務課) 3	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	8

## 告 示

### 石川県告示第239号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成25年5月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法  
水道用ポリ塩化アルミニウム（JWWA K-154：2005 塩基度55パーセントから65パーセントまで。ただし、平成25年12月から平成26年2月までの購入分にあつては、塩基度58パーセントから65パーセントまでとする。）  
940,000キログラム 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県手取川水道事務所庶務課  
白山市白山町336番地
- 落札者を決定した日  
平成25年3月26日
- 落札者の名称及び所在地  
金森産業株式会社金沢営業所  
金沢市戸水2丁目28番地
- 落札金額  
33.6円／キログラム
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年2月12日

### 石川県告示第240号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年5月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 保安林予定森林の所在場所

七尾市中島町田岸子3から5まで、6の1から6の5まで、7、8、山崎町アキヒ谷6の甲9、輪島市門前町鬼屋ハ19、チ1の1から1の4まで、リ1から4まで、ヌ1、2、羽咋郡宝達志水町敷浪壺59の2、60の1、61の1、61の2、62の甲1から62の甲3まで、62の乙、ナ5、6、8から12まで、志賀町阿川式壺1、入釜リ3、ヌ1、地保井1、鳳珠郡能登町字宇出津ワ字1の1、ヲ字1の3、山分井48の1、49

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 石川県告示第241号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年5月31日から同年6月14日まで縦覧に供する。

平成25年5月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
新保矢田野線	小松市湖東町342番1地先から 小松市矢田町88番1地先まで	旧	16.80 ~ 38.00 816.4	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	16.80 ~ 55.00 832.6	

## 石川県告示第242号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成25年5月31日から同年6月14日まで縦覧に供する。

平成25年5月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
新保矢田野線	小松市湖東町342番1地先から 小松市矢田町88番1地先まで	平成25年5月31日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
輪島浦上線	輪島市鶴入町ニ3番1地先から 輪島市鶴入町ニ85番1地先まで	〃	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

平成24年度公文書の公開等の実施状況の公表

石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第33条の規定により、平成24年度における公文書の公開等についての実施状況を次のとおり公表する。

平成25年5月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 公文書の公開の請求等の状況

(単位：件)

区 分	件 数	処 理 状 況						
		公 開	一部公開	非公開	不存在	存否拒否	取下げ	却 下
請 求	3,326	1,270	1,861	13	167	7	8	0
申 出	698	77	581	0	38	0	2	0
合 計	4,024	1,347	2,442	13	205	7	10	0

〔「請求」は条例第5条の規定による公文書の公開の請求を、「申出」は条例第18条第1項の規定による公文書の公開の申出をいう。以下同じ。〕

2 請求権者等別内訳

(単位：件)

区 分	請 求 権 者 等 の 区 分	件 数
請 求	県内に住所を有する者	1,336
	県内に事務所等を有する団体等	1,838
	県内に存する事務所等に勤務する者	133
	県内に存する学校に在学する者	0
	実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	19
申 出	請求権者以外のもの	698
	合 計	4,024

3 実施機関（部局）別内訳

(単位：件)

実 施 機 関		請求件数	申出件数	実 施 機 関	請求件数	申出件数
知 事	総 務 部	85	95	教 育 委 員 会	148	4
	危 機 管 理 監 室	12	4	選 挙 管 理 委 員 会	69	0
	企 画 振 興 部	22	4	監 査 委 員	0	0
	県 民 文 化 局	35	1	人 事 委 員 会	19	0
	健 康 福 祉 部	1,234	506	労 働 委 員 会	0	0
	環 境 部	130	13	収 用 委 員 会	0	0
	商 工 労 働 部	21	17	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0
	観 光 交 流 局	9	2	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0
	農 林 水 産 部	1,007	16	議 会	38	0
	競 馬 事 業 局	12	0	公 立 大 学 法 人	0	0
	土 木 部	465	36	公 安 委 員 会	0	0
	出 納 室	2	0	警 察 本 部 長	18	0
小 計	3,034	694	小 計	292	4	
			合 計	3,326	698	

## 4 不服申立ての状況

(単位：件)

不 服 申 立 て 件 数		処 理 状 況						
平成23年度から の繰越件数	平成24年度 の申立て件数	決 定				取下げ	審理中	未審理
		認 容	一部認容	棄 却	却 下			
59	21	0	2	13	0	2	56	7

## 平成24年度個人情報保護条例の施行の状況の公表

石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第52条の規定により、平成24年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成25年5月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 保有個人情報の開示請求の状況

## (1) 開示請求の処理状況

(単位：件)

区 分	請求件数	処 理 状 況						
		開 示	一部開示	不開示	不存在	存否拒否	取下げ	却 下
書 面 に よ る 請 求	1,097	530	556	3	6	0	0	2
口頭による請求(簡易開示)	5,741	5,741	—	—	—	—	—	—
合 計	6,838	6,271	556	3	6	0	0	2

## (2) 開示請求の実施機関(部局)別状況

(単位：件)

実 施 機 関		書面による請求	口頭による請求(簡易開示)	合 計
知 事	総 務 部	2	0	2
	危機管理監室	0	0	0
	企画振興部	0	0	0
	県民文化局	0	0	0
	健康福祉部	26	155	181
	環境部	0	0	0
	商工労働部	5	37	42
	観光交流局	0	0	0
	農林水産部	0	0	0
	競馬事業局	0	0	0
	土木部	1	0	1
	出納室	0	0	0
	小 計	34	192	226
教 育 委 員 会	1,026	5,389	6,415	
選挙管理委員会	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	
人 事 委 員 会	5	105	110	
労働委員会	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	
議 会	0	0	0	
公立大学法人	0	55	55	
公安委員会	0	0	0	
警察本部長	32	0	32	

合 計	1,097	5,741	6,838
-----	-------	-------	-------

## 2 保有個人情報の訂正請求の状況

不訂正 1 件

## 3 保有個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

## 4 不服申立ての状況

(単位：件)

不 服 申 立 て 件 数		処 理 状 況					取下げ	審理中	未審理
平成23年度から の繰越件数	平成 24 年度の 申立て件数	決 定							
		認 容	一部認容	棄 却	却 下				
0	5	0	0	1	0	0	4	0	

## 5 実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出の状況

該当なし

## 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年5月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 調達内容

## (1) 購入件名及び数量

教育用コンピュータ 仕様書のとおり

## (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成25年8月30日

## (4) 納入場所

別途指定する場所

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成25年石川県告示第83号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴

力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類をそれぞれに定める日時までに、4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書の例示品以外で入札に参加する場合は、当該物品が例示品と同等であること。

平成25年6月24日(月) 午後5時

- (2) 当該物品を確実に納入できること。

平成25年7月1日(月) 午後5時

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成25年7月11日(木) 午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成25年7月11日(木) 午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

### 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Computer for school education

According to specifications

- (2) Delivery date

By 30 August 2013

- (3) Delivery place

To be specified later

- (4) Time limit of tender

11:00 a.m. 11 July 2013

- (5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government  
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL (076) 225-1262

平成25年度石川県介護支援専門員実務研修受講試験公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成25年5月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成25年10月13日（日） 午前10時から

2 試験の場所

石川県社会福祉会館（金沢市本多町3丁目1番10号）

社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター（金沢市本多町3丁目2番15号 石川県立図書館4階）

金沢歌劇座（金沢市下本多町6番丁27番地）

石川県立工業高等学校（金沢市本多町2丁目3番6号）

石川県立看護大学（かほく市学園台1丁目1番地）

3 指定試験実施機関

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

4 出願に関する書類の受付期間

平成25年6月21日（金）から同年7月5日（金）まで。なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを受け付ける。

5 出願に関する書類の提出先

社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター

〒920-0964 金沢市本多町3丁目2番15号

電話番号 076-221-1833

6 その他

受験案内等の請求その他詳細については、社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センターへ問い合わせること。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年5月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
吉 村 光 弘	県内全域	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院
圓 山 泰 史	〃	七尾市千野町に部10番地 医療法人社団生生会 えんやま健康クリニック
植 木 愛	〃	七尾市桜町12番地 社会医療法人財団董仙会 けいじゅファミリークリニック
		七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院
海 渡 翔	〃	七尾市桜町12番地 社会医療法人財団董仙会 けいじゅファミリークリニック
		七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院

柿 沼 智 彦	〃	七尾市桜町12番地 社会医療法人財団董仙会 けいじゅファミリークリニック
		七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院
藤 井 正 文	〃	七尾市桜町12番地 社会医療法人財団董仙会 けいじゅファミリークリニック
		七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院
山 田 陽 平	〃	〃
土 屋 俊 輔	〃	〃
田 辺 命	〃	〃
根 岸 慎	〃	〃
酒 井 麻 夫	〃	〃
松 井 知 治	〃	〃
高 澤 雅 至	〃	七尾市中島町中島乙281-1 たかざわ整形外科クリニック
飛 田 研 二	〃	七尾市小島町二部50番地1 医療法人財団愛生会 浜野クリニック
嶋 崎 鋼 兵	〃	〃
高 村 敬 明	〃	七尾市御祓町ホ部26の5 医療法人社団豊明会 北村病院
清 水 雄 三	〃	珠洲市野々江町工部1番地1 珠洲市総合病院
吉 田 太 治	〃	〃
西 岡 亮	〃	〃
額 裕 海	〃	〃
岩 崎 秀 紀	〃	〃
四 宮 祥 平	〃	鳳珠郡穴水町字川島ター8 公立穴水総合病院
松 井 亮 太	〃	〃
高 儀 容	〃	〃
向 山 弘 高	〃	〃
米 澤 克 隆	〃	〃
藤 林 幸 輔	〃	〃

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年5月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ東金沢駅前店  
金沢市高柳町13

#### 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ北陸株式会社

代表取締役 中川 伊正

金沢市高柳町13字1番地1

(変更後) マックスバリュ北陸株式会社

代表取締役 師井 昭造

金沢市鞍月4丁目133番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) マックスバリュ北陸株式会社  
代表取締役 中川 伊正  
金沢市高柳町13字 1 番地 1  
(変更後) マックスバリュ北陸株式会社  
代表取締役 師井 昭造  
金沢市鞍月 4 丁目133番地
- 3 変更の年月日  
平成25年 5 月12日
- 4 変更する理由  
建物設置者及び小売業者の代表者及び住所が変更となったため
- 5 届出年月日  
平成25年 5 月22日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
平成25年 5 月31日から同年 9 月30日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成25年 9 月30日  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課

- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ増泉店  
金沢市増泉 4 丁目 2 番ほか
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) マックスバリュ北陸株式会社  
代表取締役 中川 伊正  
金沢市高柳町13字 1 番地 1  
(変更後) マックスバリュ北陸株式会社  
代表取締役 師井 昭造  
金沢市鞍月 4 丁目133番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) マックスバリュ北陸株式会社  
代表取締役 中川 伊正  
金沢市高柳町13字 1 番地 1  
(変更後) マックスバリュ北陸株式会社  
代表取締役 師井 昭造  
金沢市鞍月 4 丁目133番地
- 3 変更の年月日  
平成25年 5 月12日
- 4 変更する理由  
建物設置者及び小売業者の代表者及び住所が変更となったため
- 5 届出年月日  
平成25年 5 月22日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

- 7 届出等の縦覧期間  
平成25年5月31日から同年9月30日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成25年9月30日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課